

## 第9回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### 計算書類の個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tokyobase.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社T O K Y O   B A S E

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産

###### ・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

###### ・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

建物（平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く）

定額法を採用しております。

その他

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 5年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

###### ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上していません。

##### ② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ ポイント引当金                      顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 13,458,600株 |
|------|-------------|

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 106株 |
|------|------|

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,100,000株 |
|------|------------|

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引については行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産貸借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### I. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

###### II. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

###### III. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                                        | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額  |
|----------------------------------------|-------------|-------------|------|
| (1) 現 金 及 び 預 金                        | 2,550,190千円 | 2,550,190千円 | －千円  |
| (2) 売 掛 金                              | 519,569     | 519,569     | －    |
| (3) 出 資 金                              | 1,000       | 1,000       | －    |
| (4) 差 入 保 証 金                          | 429,798     | 429,078     | △720 |
| (5) 関係会社長期貸付金                          | 8,373       | 8,373       | －    |
| 資 産 計                                  | 3,508,931   | 3,508,211   | △720 |
| (1) 買 掛 金                              | 941,700     | 941,700     | －    |
| (2) 未 払 金                              | 56,907      | 56,907      | －    |
| (3) 未 払 費 用                            | 257,315     | 257,315     | －    |
| (4) 未 払 消 費 税 等                        | 91,617      | 91,617      | －    |
| (5) 未 払 法 人 税 等                        | 331,238     | 331,238     | －    |
| (6) 長 期 借 入 金<br>(1年内返済予定の<br>長期借入金含む) | 577,776     | 578,192     | 416  |
| 負 債 計                                  | 2,256,556   | 2,256,972   | 416  |

(注1) 金融商品の時価等に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 出資金

出資金は全て取引金融機関に対するものであり、取引解消に至った場合は額面で返却されるものであるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。但し、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることであります。

(5) 関係会社長期貸付金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 未払賞与            | 33,719千円 |
| 未払社会保険料         | 4,699千円  |
| ポイント引当金         | 12,168千円 |
| 未払事業税           | 23,008千円 |
| 未払事業所税          | 1,192千円  |
| たな卸資産評価損        | 1,362千円  |
| 減損損失            | 8,615千円  |
| 一括償却資産償却超過額     | 2,493千円  |
| 敷金              | 5,907千円  |
| 資産除去債務          | 1,650千円  |
| その他             | 1,002千円  |
| 繰延税金資産合計        | 95,819千円 |
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,395千円 |
| 繰延税金負債合計        | △1,395千円 |
| 繰延税金資産の純額       | 94,424千円 |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 198円87銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 64円06銭  |

(注) 当社は平成28年3月1日付で株式1株につき3株、平成28年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。